

# 福島市一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可等に関する要綱

## 第1章 総則

### (趣旨)

第一条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令35号。以下「省令」という。）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成30年条例第25号。以下「条例」という。）及び福島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成30年規則第26号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可等に関して必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第二条 この要綱における用語の意義は、法令等に定めるところによる。

## 第2章 収集運搬業

### (許可の基準)

第三条 法第7条に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可の基準は、法令等に定めるもののほか次に掲げるとおりとする。

- 1 市内に住所（法人にあっては主たる事務所）を有し、自ら業務を行う者であること。ただし、すでに許可を有している者が、本要綱制定前に住所を市外に有している場合は、この限りではない。
- 2 次の施設、器材を所有若しくは、使用する権原を有していること。
  - 一 収集運搬車両
  - 二 収集運搬車両に適合した車庫
  - 三 収集運搬車両に携帯すべき必要な器材

### (知識及び技能の基準)

第四条 省令第2条の2第2号イに定める基準は次に掲げるものとする。

- 1 次に掲げる者が、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業に関する講習会（収集・運搬過程）（以下「産廃講習会収集過程」という。）」又は一般財団法人日本環境衛生センターが実施する「一般廃棄物（ごみ）実務者管理者講習会（以下「一廃講習会」という。）」を修了した者であること。
  - 一 申請者が法人である場合には、その代表者若しくはその業務を行う役員（監査役は除く。）又は政令第4条の7に規定する使用人。

- 二 申請者が個人である場合には、申請者又は政令第4条の7に規定する使用人。
  - 三 その他市長が認める者。
- 2 前項の産廃講習会収集過程及び一廃講習会については、次に掲げるものを有効とする。
- 一 産廃講習会収集過程（新規講習会）については、許可・許可更新申請の日から過去5年以内に修了したもの。
  - 二 産廃講習会収集過程（更新講習会）については、許可・許可更新申請の日から過去2年以内に修了したもの。
  - 三 一廃講習会については、許可・許可更新申請の日から過去5年以内に修了したもの。

（経理的基礎の基準）

第五条 省令第2条の2第2号ロに定める基準は次のとおりとする。

- 1 納税の義務を果たしていること。
- 2 法人の場合、次のいずれかに該当すること。
  - 一 直前2期の経常利益金額の平均額が0以上であること。かつ直前期の経常利益額が0以上であること。
  - 二 直前2期連続して自己資本比率が0%以上であること。
- 3 個人の場合、次のいずれかに該当すること。
  - 一 資産の額が負債の額以上であること。
  - 二 直前2年のうち少なくとも1年分は所得税を納付していること。
- 4 新たに事業を開始する場合は、今後の経営計画が明らかにできること。
- 5 その他経理的基礎を有すると認めるに足りる相当の理由がある者。

（新規許可の要件）

第六条 新規許可は原則として、市が定める一般廃棄物処理計画における処理計画区域内において発生する一般廃棄物の総量の増加が見込まれ、既存の収集運搬業者による収集運搬等だけでは処理が困難であり、許可を与えても現在の収集運搬及び処理体制に混乱をきたすおそれがないと認められるときに行うものとする。ただし、次に掲げる事項に該当する場合はこの限りではない。

- 1 許可を有している個人が、その代表者となって法人を設立し、その事業の全部を承継する場合。
- 2 許可を有している個人が、高齢又は傷病等により事業を継続できなくなり、その親族等がその事業を承継する場合。
- 3 許可を有している個人が死亡し、その法定相続人がその事業を承継する場合。
- 4 許可を有している法人が解散等し、その代表者が個人として、その事業の全部を承継する場合。
- 5 許可を有している法人が合併により消滅し、合併後の法人がその事業を承継する場合。
- 6 許可を有している法人が分割し、分割したいずれかの法人がその事業を承継する場合。
- 7 その他市長が認める場合。

（許可車両の表示）

第七条 一般廃棄物収集運搬業者は、収集運搬車両の外側に福島市一般廃棄物の収集運搬に用いる運搬

車である旨及び許可番号を見やすいように表示すること。

(運搬、搬入における遵守事項)

第八条 一般廃棄物収集運搬業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 一般廃棄物を運搬するときは、積載物が飛散し、落下し、及び流出しないようにするほか、一般廃棄物を飛散、落下、又は流出させた場合には許可業者自らが責任をもって処理しなければならない。
- 2 収集運搬車両の法令による点検、整備義務を遵守し、運行にあたっては道路交通法等に基づいて安全運転の確保に努めなければならない。
- 3 市の処理施設に一般廃棄物を搬入するときは、指定された処理施設及び受入れ時間を遵守しなければならない。
- 4 市の処理施設内では、係員の指示、命令に従わなければならない。
- 5 事故、トラブル等が生じた場合には、直ちに市に報告を行うほか、適切な措置を講じなければならない。

### 第3章 処分業

(許可の基準)

第九条 法第7条第6項に規定する一般廃棄物処分業の許可の基準は、法令等に定めるもののほか次に掲げるとおりとする。

- 1 市内に住所（法人にあっては主たる事務所）を有し、自ら業務を行う者であること。ただし、すでに許可を有している者が、本要綱制定前に住所を市外に有している場合は、この限りではない。
- 2 次の施設、器材を所有若しくは、使用する権原を有していること。
  - 一 処分を行うに適した施設
  - 二 その他必要な保管施設等

(知識及び技能の基準)

第十条 省令第2条の4第1号ロ（1）に定める基準は次に掲げるものとする。

- 1 次に掲げる者が、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業に関する講習会（処分過程）（以下「産廃講習会処分過程」という。）」又は「一廃講習会」を修了した者であること。
  - 一 申請者が法人である場合には、その代表者若しくはその業務を行う役員（監査役は除く。）又は政令第4条の7に規定する使用人。
  - 二 申請者が個人である場合には、申請者又は政令第4条の7に規定する使用人。
  - 三 その他市長が認める者。
- 2 前項の産廃講習会処分過程及び一廃講習会については、次に掲げるものを有効とする。
  - 一 産廃講習会処分過程（新規講習会）については、許可・許可更新申請の日から過去5年以内に

修了したもの。

二 産廃講習会処分過程（更新講習会）については、許可・許可更新申請の日から過去2年以内に修了したもの。

三 一廃講習会については、許可申請の日から過去5年以内に修了したもの。

（経理的基礎の基準）

第十一条 省令第2条の4第1号ロ（2）に定める基準は、本要綱第五条の定めるところによる。

（新規許可の要件）

第十二条 新規許可は原則として、市が定める一般廃棄物処理計画に適合し、リサイクルの促進が図られ、既存の処理体制だけでは処分が困難であると認められるときに行うものとする。ただし、次に掲げる事項に該当する場合はこの限りではない。

- 1 許可を有している個人が、その代表者となって法人を設立し、その事業の全部を承継する場合。
- 2 許可を有している個人が、高齢又は傷病等により事業を継続できなくなり、その親族等がその事業を承継する場合。
- 3 許可を有している個人が死亡し、その法定相続人がその事業を承継する場合。
- 4 許可を有している法人が解散等し、その代表者が個人として、その事業の全部を承継する場合。
- 5 許可を有している法人が合併により消滅し、合併後の法人がその事業を承継する場合。
- 6 許可を有している法人が分割し、分割したいずれかの法人がその事業を承継する場合。
- 7 その他市長が認める場合。

## 第4章 浄化槽清掃業

（許可の基準）

第十三条 浄化槽法第35条に規定する浄化槽清掃業の許可の基準は、浄化槽法等の法令に定めるもののほか次に掲げるとおりとする。

- 1 市内に住所（法人にあっては主たる事務所）を有し、自ら業務を行う者であること。ただし、すでに許可を有している者が、本要綱制定前に住所を市外に有している場合は、この限りではない。
- 2 次の施設、器材を所有若しくは、使用する権原を有していること。
  - 一 運搬車両
  - 二 運搬車両に適合した車庫
  - 三 浄化槽清掃業に必要な器材

（知識及び技能の基準）

第十四条 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第11条第4号に定める基準は次に掲げる者が、公益財団法人日本環境衛生教育センターの実施する「浄化槽清掃技術者講習」を修

了した者であること。ただし、本市における浄化槽清掃業の許可を受けた者であって、許可更新申請時まで継続して浄化槽清掃業を営んでいる者については、当該基準を満たしているものとする。

- 1 申請者が法人である場合には、その代表者若しくはその業務を行う役員（監査役は除く。）又は政令第4条の7に規定する使用人。
- 2 申請者が個人である場合には、申請者又は政令第4条の7に規定する使用人。
- 3 その他市長が認める者。

（管轄）

第十五条 浄化槽清掃業の許可を受けた者が業務を行う事ができる区域は、伊達地方衛生処理組合同約（昭和35年7月30日施行）第3条の2及び川俣方部衛生処理組合同約（昭和38年12月28日施行）第3条第2項に規定する区域を除いた区域とする。

## 第5章 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可に関する本市事務等

（申請書類）

第十六条 規則第9条及び第11条で規定する申請書と併せて提出する書類は、本要綱に定める別表第1のとおりとする。

（標準処理期間）

第十七条 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の申請に対する標準処理期間は、40日（休日等を除く。）とする。

（重複書類の省略について）

第十八条 同時に2件以上の申請を行う場合、重複する添付書類については、いずれか1件の申請に添付するものを除き、省略することができる。

（先行許可証による添付書類の省略について）

第十九条 次の要件を満たす許可証（福島市の許可に限らない。）の原本の提示及びその写しを提出することにより、法定代理人、法人役員、株主及び出資者、政令第4条の7に規定する使用人の住民票、身分証明書、登記されていないことの証明書を省略することができる。

ただし、申請者が個人の場合は、身分証明書、登記されていないことの証明書を省略可能とする。

- 1 （特別管理）産業廃棄物収集運搬業・処分業、又は、一般廃棄物処理施設設置、産業廃棄物処理施設設置の許可（変更許可を含む）であって、当該許可の日から2年を経過しないもの。
- 2 1の許可証であって、「省令第○条の○第○項の規定による許可証の提出の有無」の欄に「無」の記載があるもの。

## 第6章 安全管理・業務遂行

(作業態度)

第二十条 一般廃棄物処理業許可業者及び浄化槽清掃業許可業者（以下、許可業者という。）は、市民に対し、不快の念を抱かしめるような言動をしてはならない。

(損害賠償)

第二十一条 許可業者は、故意又は過失により市の処理施設及び第三者に損害を与えたときは、損害賠償その他の一切の責任を負い、速やかにこれを解決しなければならない。

(従業員の職場研修)

第二十二条 許可業者は、積極的な講習会等への参加や、社内研修等を実施し、関係法令を遵守させ安全管理に留意しなければならない。

## 第7章 その他

(委任)

第二十三条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定める。

附 則

(施行期間)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月25日から施行する。

別表第1（第十六条関係）

書類名	様式の種類	収集運搬		処分		浄化槽清掃		備考
		法人	個人	法人	個人	法人	個人	
許可申請書（収集運搬）	規則様式第4号（第9条関係）	○	○					
許可申請書（処分）	規則様式第5号（第9条関係）			○	○			
許可申請書（浄化槽清掃）	規則様式第7号（第11条関係）					○	○	
申請者に関する調書	要綱様式第1号	○	○	○	○	○	○	
住民票の写し		○	○	○	○	○	○	申請者、役員、株主、 出資者、使用人等
身分証明書		○	○	○	○	○	○	申請者、役員、株主、 出資者、使用人等
登記されていないことの証明書		○	○	○	○	○	○	申請者、役員、株主、 出資者、使用人等
定款又は、寄付行為の写し		○		○		○		
登記事項証明書（履歴事項証明書）		○		○		○		※株主、法定代理人が 法人の場合も含む
事業計画書（収集運搬・浄化槽清掃）	要綱様式第2号 その1	○	○			○	○	
事業計画書（処分業）	要綱様式第2号 その2			○	○			
従業員名簿	要綱様式第3号	○	○	○	○	○	○	
誓約書（収集運搬・処分）	要綱様式第4号 その1	○	○	○	○			
誓約書（浄化槽清掃）	要綱様式第4号 その2					○	○	
貸借対照表、損益計算書、株主 資本等変動計算書、個別注記表		○		○		○		直前2年分
資産に関する調書	要綱様式第5号		○		○		○	
資産証明書			○		○		○	土地・建物所有してい る場合
預貯金残高証明書			○		○		○	
納税証明書（所得税、市県民税）			○		○		○	直前2年分
納税証明書（法人税、法人事業 税、法人県民税、法人市民税）		○		○		○		直前2年分
運搬車両の写真	要綱様式第6号	○	○	○	○	○	○	重機等も含む
運搬容器の写真	要綱様式第7号	○	○					利用している場合のみ
車検証の写し		○	○	○	○	○	○	
車両等の使用する権原を証する 書類		○	○	○	○	○	○	借用の場合のみ
業務経歴書	要綱様式第9号	○		○		○		前回更新より変更なけ れば省略可

履歴書	要綱様式第10号		○		○		○	前回更新より変更なければ省略可
講習会（収集運搬）修了証の写し		○	○					
講習会（処分）修了証の写し				○	○			
講習会（浄化槽）修了証の写し						○	○	更新の場合は省略可。
事務所・事業場・その他施設の 写真及び平面図、見取図	要綱様式第8号	○	○			○	○	
事業の用に供する施設の平面 図、立面図、断面図、構造図、 設計計算書及び付近の見取図				○	○			事務所、事業場については、写真、平面図、見取図。
不動産の登記事項証明書（全部 事項証明書）		○	○	○	○	○	○	前回更新より、変更無ければ省略可。
業の用に供する施設の使用する 権原を証する書類		○	○	○	○	○	○	借用の場合のみ。前回更新より、変更無ければ省略可。
契約事業所一覧表	要綱様式第11号	○	○	○	○	○	○	
廃棄物処理施設及び運搬用器材 検査証交付申請書	規則様式第26号（第21条関係）	○	○	○	○	○	○	
従業員証交付申請書	規則様式第28号（第22条関係）	○	○	○	○	○	○	
従業員の運転免許証の写し		○	○	○	○	○	○	
事業の開始に要する資金の総額 及びその資金の調達方法を記載 した書類	要綱様式第12号	○	○	○	○	○	○	新規許可の場合
浄化槽清掃業で使用する器具一 覧（浄化槽法施行規則第11条 第1号から3号までの器具）	要綱様式第13号					○	○	